令和８年度

富士宮市雇用対策協定に基づく事業計画

富 士 宮 市

静岡労働局

目　次

第１　趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２　雇用施策の柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

１　若年者等の就労支援・　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

（１）大学生等の就職支援

（２）市内高校生の就職支援

（３）正社員就職の促進

２　高年齢者の就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　市民総活躍促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

（１）女性の活躍促進

（２）障がい者の雇用対策の推進

（３）生活困窮者等の就労支援

（４）外国人雇用対策

４　市内企業の人材確保・育成支援・・・・・・・・・・・・・・・・・５

（１）人材確保

（２）人材育成

第３　雇用施策に関する数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

第１　趣旨

富士宮市（以下「市」という。）と静岡労働局（以下「労働局」という。）は、市内における雇用・労働環境の改善に連携して取り組むため、平成 30 年９月４日「富士宮市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び富士宮公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）は、市が行う雇用創出、就労支援その他の雇用に関する施策と、労働局及びハローワークが行う職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策とが、密接な関連のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、「富士宮市雇用対策協定に基づく事業計画」をまとめ、各施策に対する互いの理解を深め一体的に実施することにより、富士宮市の雇用・職場環境の改善と就労支援の強化を図ることとする。

第２　雇用施策の柱

１　若年者等の就労支援

近年、市では、大学進学等をきっかけとした若年者の転出超過が進み、高校生や大学生等に対する市内就職の促進が大変重要になっている。そこで、市は労働局と連携し、若年者に対する就職支援、市内企業に関する情報提供の充実、市内企業に対する正規雇用での採用の働きかけ等をすることにより、若年者に対する就職支援を実施する。

（１）大学生等の就職支援

【市が実施する業務】

・ハローワーク、商工会議所、商工会等の関係団体連携による富士・富士宮地区合同企業ガイダンスを開催する。
・市外及び県外在住の学生等に対し市内企業の認知を高めるため、採用力強化・機会創出支援事業にてインターンシップ等を開催する。

【労働局が実施する業務】

・ハローワークの持つ市内企業の求人情報を市や県内の大学等へ情報提供する。
・就職支援ナビゲーターによる担当者制を基本としたきめ細やかな職業相談・応募書類作成支援・就活イベントの情報提供等を実施する。

（２）市内高校生の就職支援

【市が実施する業務】

・ハローワークと連携して市内の高校１・２年生を対象に市内企業を見学するバスツアーを実施し、市内企業への就職を促進する。
・高校生向け企業紹介ガイダンスを開催し、将来の就業に役立つ地元企業の情報

を発信する。
・市内高校生向けに企業紹介ガイドブックを作成し、配布することで、地元就職の意識醸成を図る。

【労働局が実施する業務】
・市と連携して市内の高校１・２年生を対象に市内企業を見学するバスツアーを実施し、市内企業への就職を促進する。
・市と連携して市内高校を訪問し、職業講話や合同企業説明会等を実施することで市内の魅力的な企業の周知や職業意識の向上を図る。
・市と連携し、市内高卒就職者の職場定着率の向上を図るための支援を行う。

（３）正社員就職の促進

【市が実施する業務】
・市が運営するウェブサイト「ふじのみやお仕事図鑑」の掲載企業を増やすとともに、求職者への周知を図る。
・市に就職相談があった場合、相談状況によってハローワークや、地域若者サポートステーション等相談機関への誘導を行う。

【労働局が実施する業務】
・若年無業者やフリーター等非正規雇用から、正社員就職を希望する求職者に対して、担当者制による職業相談、応募書類の作成支援、職業情報提供サイト（job tag）を活用した適職探索等、マッチングのためのきめ細やかな支援を行う。
・求人事業主に対して正社員雇用のメリットについて説明し、正社員求人の提出を促す。また、就職氷河期世代を含む中高年世代を対象とした求人の確保に努める。
・若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定制度」の普及拡大・情報発信を強化することにより、人材確保に課題を抱える中小企業等と若年者とのマッチングを図る。
・トライアル雇用助成金など各種助成金の活用を促し、正社員就職を促進する。
また、キャリアアップ助成金の活用による有期雇用労働者等の正社員化を促進する。

２　高年齢者の就労支援

令和７年 12 月１日現在、富士宮市の人口の 44.8％が 55 歳以上となっている。また、ハローワークにおいても、新規求職者の 38.3％が 55 歳以上となっており（令和７年度 12 月末現在)、高年齢者の就労支援は重要施策の１つであると考えられ

る。そこで、高年齢者が働きやすい職場環境の整備、求人確保、就職支援について、市と労働局が協力して取り組む。

【市が実施する業務】

・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、高齢者の「働くこと」を通しての社会参加、仲間づくり、健康維持などの生きがいづくりを目的として活動する公益社団法人富士宮市シルバー人材センターの活動を支援する。
・ハローワークと連携して、高年齢求職者を対象とした就職面接会等を開催する。

【労働局が実施する業務】

・就職を希望する高年齢者の雇用を促進するため、高年齢者を対象とした求人の確保に努めるとともに、「生涯現役支援窓口」を中心に、担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施する。
・高年齢者雇用安定法の周知・啓発を引き続き実施するとともに、ハローワーク及び各種団体等と連携し、希望者全員が 65 歳まで働くことができる高年齢者雇用確保措置に加え、さらには企業の実情に応じ、65 歳から 70 歳までの就業機会を確保するための措置導入に向けた指導に取り組む。
・高年齢者を対象とした就職支援セミナー、就職面接会を市と連携し開催する。

３　市民総活躍促進

少子高齢化の進行により労働力人口が減少する中で、持続可能なまちづくりを推進するため、市と労働局が一体となって女性・障がい者・生活困窮者・外国人等のあらゆる人々がその能力を最大限に発揮し活躍できる全員参加の社会の実現を目指す。

（１）女性の活躍促進

【市が実施する業務】

・女性創業者を育成するため、女性の視点を取り入れたセミナーを実施し、女性の創業を推進する。

【労働局が実施する業務】

・求職者の希望に適合する求人開拓を実施するほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報を収集し提供する。
・市と連携し、仕事と子育ての両立支援等に取組む企業の情報や保育所・子育て支援サービスに関する情報提供を行う。
・両立支援等助成金の周知・活用を促進する。
・子育て中の就職希望者向け就職相談会を開催する。

（２）障がい者の雇用対策の推進

【市が実施する業務】

・ハローワーク及び障害者就業・生活支援センター等関係機関と共催で、企業経営者に対し、障がい者雇用への理解や各種支援策について、理解を深めてもらうことを目的とした「富士圏域トップセミナー」を開催する。
・障がい者の就労に関する情報等について、チラシの配架等によって周知する。

【労働局が実施する業務】

・法定雇用率が令和６年４月から2.5%となり、令和８年７月には2.7%へ引き上げられることから、積極的な周知を行うとともに、法定雇用率未達成企業に対しては、その早期達成のために事業所訪問等による指導を実施する。
・市及び障害者就業・生活支援センター等関係機関と共催で、企業経営者に対し障がい者雇用への理解や各種支援策について、理解を深めてもらうことを目的とした「富士圏域トップセミナー」を開催する。
・市と連携し、障がい者と求人企業が一同に会する就職面接会を開催する。
・地域障害者職業センター、就労移行支援事業者等の関係機関と連携したチーム支援を実施する。
・特別支援学校生徒に対する就職支援を実施する。
・障がい者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する「もにす認定制度」の普及拡大に向けた取組を行う。

（３）生活困窮者等の就労支援

【市が実施する業務】

・生活困窮者等に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成、就労意欲の喚起、その他必要な支援を計画的かつ一貫して行う。
・生活困窮者等の就労支援を目的に、関係団体等が集まり情報共有のための連絡会議（関係者連絡会議）を開催する。

【労働局が実施する業務】

・生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者等に対し、ハローワークが、就労に向けた職業相談・紹介、求人情報の提供、職業訓練のあっせん等の支援を行う。
・市役所へ出向いての定期的な出張相談を実施する。

（４）外国人雇用対策

【市が実施する業務】

・新たな外国人労働者が地域社会の一員として受け入れられ、安心して暮らせるよう環境整備を推進する。

【労働局が実施する業務】

・日本語能力が十分でない外国人求職者に対しては、ハローワーク多言語コンタクトセンターや多言語音声翻訳機を活用した職業相談を実施する。また、外国人労働者からの労働条件確保についての相談も実施する。
・外国人を積極的に雇用する事業所の情報を収集し、求人の確保に努める。
・市役所での出張相談時に外国人の生活保護受給者の支援を実施する。
・定住外国人等で日本語能力等の不足により就職が難しい者に対し、就労・定着支援研修の受講を勧奨し、当該研修修了者をハローワークの外国人職業相談担当へ誘導し、きめ細かな就職支援を実施する。
・ハローワークに求職申込みしている定住外国人に対して、積極的に職業訓練情報の提供を行う。
・事業主に対して外国人雇用状況の届出制度の周知徹底を図る。また、外国人指針に基づく雇用管理改善及び再就職援助のため、外国人を雇用する事業主に対し随時訪問を行い、助言・指導を実施する。

4　市内企業の人材確保・育成支援

ハローワーク富士宮管内における有効求人倍率は、令和２年度に新型コロナウイルス感染症の影響等により 0.88 倍と１倍を下回ったが、令和３年度以降は、令和３年度 1.10 倍、令和４年度 1.22 倍、令和５年度 1.08 倍、令和６年度 1.04 倍で１倍を上回る状況で推移している。令和７年度においては、上半期の４、５月は１倍を下回ったが、６月以降は１倍を上回っている。

このような状況のなか、市と労働局が連携し、求人の確保と地域を支える地元企業の人材確保のため、企業内での人材育成や処遇改善を含めた雇用管理改善による魅力ある職場づくりの支援を強化していく。

（１）人材確保

【市が実施する業務】

・市のメールマガジンで、企業向けのセミナーや助成制度などの情報発信をする。
・中小企業経営者に対して、「労働環境改善講座」を開催し、従業員の職場定着を促進する。
・市とハローワークが、雇用に関する情報を共有し、効果的に発信する。

【労働局が実施する業務】

・ハローワークインターネットサービスからの求人申し込みに加え、電話や事業所

訪問等の手段も用いながら積極的な求人の確保を行う。また、求人事業所に対し、ハローワークインターネットサービスの求人者マイページの開設を促し、求人充足に向けた支援を行う。

・就職面接会、就職支援セミナー、企業説明会等を開催する。

・再就職に必要な知識や技能を習得した公共職業訓練・求職者支援訓練（ハロートレーニング）受講者と求人企業との的確なマッチングを行う。

（２）人材育成

【市が実施する業務】

・市内企業の現場従業員を対象に、労働災害の発生を防ぐことを目的とした実地体験を含めた研修「体験型　安全道場」を開催する。

・メンタルヘルスなどの労働者の労働安全衛生の意識を向上させるセミナーを実施する。

【労働局が実施する業務】

・非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善に取組んだ事業主に対する「キャリアアップ助成金」、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する「人材開発支援助成金」について事業主への周知を行い、活用を促す。

第３　雇用施策に関する数値目標（令和８年度）

１　若年者等の就労支援

・（ハロ）新規高校卒業者の市内就職割合　60.0%以上

・（市）富士・富士宮地区合同企業ガイダンス参加者数　200 人

・（市）採用力強化・機会創出支援事業　15 人

・（市、ハロ）高校生の地元企業見学バスツアーの参加者数　100 人

・（市）高校生向け企業紹介ガイダンス　50 人

・（ハロ）フリーター等支援に係るナビゲーターの担当者制による正社員就職率　53.8%以上

・（市）ウェブサイトへの追加企業登録数　10 社

・（市）奨学金返還支援助成金利用者数　5 人

２　高年齢者の就労支援

・（ハロ）65 歳以上の高年齢者の就職件数　219 件以上

・（市、ハロ）高年齢者向け就職面接会の開催　1回/年
・（ハロ）高年齢者向け就職相談会の開催　2回以上/年

３　市民総活躍促進

・（市）女性創業支援セミナー参加者総数　40人
・（ハロ）マザーズ向け就職相談会の開催　2回以上
・（市、ハロ）富士圏域トップセミナーの開催　1回/年
・（市）地域自立支援協議会の開催　2回/年
・（ハロ）障がい者の就職件数（福祉的就労件数含）　119件以上
・（市）生活困窮者等の就労支援関係者連絡会議の開催　1回/年
・（ハロ）生活困窮者の就職件数　29件以上
・（ハロ）外国人雇用事業所訪問数　10件

４　市内企業の人材確保・育成支援

・（市）労働環境改善講座の開催　2回/年
・（市）「体験型　安全道場」の実施　3回/年
・（市）労働安全衛生講座の開催　1回/年
・（ハロ）就職面接会・就職相談会の開催数　30回以上/年

富士宮市雇用対策協定に基づく令和７年度事業評価及び令和８年度事業計画（ハローワーク富士宮実施業務）

基本的施策	雇用施策	令和７年度					令和８年度		
		実施事業	指標	目標値	実績	達成率	実施事業	指標	目標値
１ 若年者等の就労支援	（２）市内高校生の就職支援	新規高卒者の市内就職割合	就職割合	60.0%以上	64.6%	107.7%	新規高卒者の市内就職割合	就職割合	60.0%以上
	（２）市内高校生の就職支援	市内高校生の地元企業見学バスツアー	参加者総数	100人	73人	73.0%	市内高校生の地元企業見学バスツアー	参加者総数	100名
	（３）正社員就職の促進	フリーター等の正社員就職	就職件数	100件	90件	90.0%	フリーター等支援に係るナビゲーターの担当者制による正社員就職率	就職割合	53.8%
２ 高年齢者の就労支援	高年齢者の就労支援	65才以上の高齢者の就職	就職件数	197件以上	219件	111.2%	65才以上の高齢者の就職	就職件数	219件以上
	高年齢者の就労支援	高年齢求職者向け就職面接会の開催	開催件数	1回以上	1回	100.0%	高年齢求職者向け就職面接会の開催	開催件数	1回以上
	高年齢者の就労支援	高年齢求職者向け就職相談会の開催	開催件数	2回以上	2回	100.0%	高年齢求職者向け就職相談会の開催	開催件数	2回以上
３ 市民総活躍促進	（１）女性の活躍促進	マザーズ向け就職相談会の開催	開催件数	2回以上	2回	100.00%	マザーズ向け就職相談会の開催	開催件数	2回以上
	（２）障がい者の雇用対策の推進	富士圏域トップセミナーの開催	開催件数	1回	1回	100.0%	富士圏域トップセミナーの開催	開催件数	1回
	（２）障がい者の雇用対策の推進	障がい者の就職	就職件数	114件	119件	104.4%	障がい者の就職	就職件数	119件以上
	（３）生活困窮者等の就労支援	生活困窮者等の就職	就職件数	42件以上	51件	121.4%	生活困窮者等の就職	就職件数	29件以上
	（４）外国人雇用対策	事業所訪問	訪問件数	12件	12件	100.0%	事業所訪問	訪問件数	10件
４ 市内企業の人材確保・育成支援	（１）人材確保	就職面接会・就職相談会の開催	開催件数	30回	38回	126.7%	就職面接会・就職相談会の開催	開催件数	30回